

水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

140百万円（50百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
適正処理・不法投棄対策推進室
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、2013年10月の外交会議にて水銀に関する水俣条約が採択され、水銀の使用用途が制限されることにより、中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される。これらの水銀廃棄物の処理方策を確立し、環境上適正な管理を確保する措置を講ずることが求められている。

2. 事業計画（業務内容）

- ・水銀含有廃製品等の既存の回収スキームについて調査・検証し、関連自治体・業界へのヒアリング、有識者による検討会での議論等を踏まえ、一般廃棄物・産業廃棄物のモデル回収スキームについて検討する。
- ・国内外の水銀安定化・固形化技術の調査・検証を行い、これらの技術を用いた実証試験を行う。また、水銀処理物の長期安定性についても知見の充実に図り、処分場の廃止基準や長期管理のあり方を検討する。
- ・水銀処理技術については、我が国がリードを務める予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。
- ・廃棄物の焼却施設等において、連続測定等により水銀挙動を把握し、廃棄物の種類に応じた水銀の排出特性及び排ガス処理設備による水銀除去率、燃焼条件、残さへの移行等について検証し、水銀の大気排出を抑制するために効果的な方策等について検討する。

3. 施策の効果

- ・水銀条約発効に伴い、中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される水銀について、環境上適正な管理を確保する。
- ・水銀廃棄物の処理に係る知見を国際的に提供し、我が国の処理技術の国際的な展開を図り、地球規模での環境負荷低減に資する。

水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

平成27年度予算(案)額140百万円(50百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29～
水俣条約		条約採択(10月熊本)		条約締結見込み	条約発効見込み	
		<p>パーゼル条約技術ガイドラインの更新</p> <p>水銀廃棄物の閾値、附属書の議論</p>			<p>COPにて、閾値の決定、環境上適正な管理に関する附属書(第11条3項)の採択</p>	
国内法措置 (廃棄物処理法)		<ul style="list-style-type: none"> 水銀廃棄物の定義の検討 処理基準の検討 水銀安定化施設の技術基準の検討 等 		関係法令の改正予定	関係法令の施行予定	
本事業	水銀回収スキームの検討		水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの検討 等		水銀回収の普及	
	処理技術の検討	<ul style="list-style-type: none"> 金属水銀の安定化・固形化技術の調査検討 水銀処理過程における環境影響調査 最終処分場における水銀処理物の長期挙動の調査研究 水銀含有廃製品の溶出試験、回収・処分方法の検討 等 				
	国際的な展開		パーゼル技術ガイドライン更新の検討 等		世界的な水銀廃棄物の適正管理の推進	
	水銀排出抑制方針の検討			水銀挙動の把握 水銀排出抑制		